

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年七月十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百五十八号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の規定に基づきこの政令を制定する。

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の四中「第七十一条の五第二項」を「第七十一条の五第二項」に改め、同条第一号中「法第百条の二第一項第一号の」を「当該免許に係る」に改め、「(第四号において「上位免許」という。)」を削り、同条第四号中「以後に」の下に「当該免許に係る」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に当該免許に係る法第七十一条の五第二項の上位免許(以下この条において「上位免許」という。)を受けていたことがある者
- 二 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に受けていたことがある準中型自動車免許(以下この号において「直前準中型免許」という。)を受けていた期間(当該直前準中型免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して一年以上である者(次に掲げる者を除く。)
- イ 法第百四条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により直前準中型免許を取り消された者
- ロ 直前準中型免許に係る再試験を受けた後直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

ハ 法第百条の二第五項の規定に違反して直前準中型免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に直前準中型免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

三 現に受けている準中型自動車免許を受けた日前六月以内に準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁等の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

四 現に受けている準中型自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

第二十六条の四の二中「第七十一条の六第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第二十六条の七第一項の表三及び第二十六条の八の表二中「中型自動車」の下に「準中型自動車」を加える。

第二十七条第一項第一号中ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 準中型自動車(三輪のもの並びに牽引するための構造及び装置を有し、かつ、牽引されるための構造及び装置を有する車両を牽引するものを除く。)

第二十七条第一項第二号中「ホ」を「へ」に改める。

第三十二条の二の見出し中「又は中型自動車」を「、中型自動車又は準中型自動車」に改め、同条第二項中「除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 法第八十五条第五項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するものに該当する準中型自動車とする。

第三十二条の三の見出し中「中型自動車」の下に「又は準中型自動車」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第八十五条第六項の政令で定める準中型自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する準中型自動車とする。

第三十二条の三の次に次の一項を加える。

(準中型免許を受けた二十歳に満たない者等が運転することができない準中型自動車又は普通自動車)

第三十二条の三の二 法第八十五条第七項第一号の政令で定める準中型自動車は、前条第二項に規定する準中型自動車とする。

2 法第八十五条第七項第二号の政令で定める普通自動車は、第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの(緊急用務のための普通自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)に該当する普通自動車とする。

第三十二条の四の二「第八十五条第七項」を「第八十五条第八項」に、「第十三条第一項に規定する自動車」を「第八十五条第九項」を「第八十五条第十項」に改める。

第三十二条の五第一項及び第二項中「第八十五条第八項」を「第八十五条第九項」に改め、同条第三項中「第八十五条第九項」を「第八十五条第十項」に改める。

第三十三条の二の二第一号中「第百二条第七項」を「第百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項」に改め、「ときは」の下に「当該命令に応じないこと又は」を加える。

第三十三条の六第一項第一号イ(1)中「中型自動車免許」の下に、「準中型自動車免許」を加え、同号イ(2)中「普通自動車第二種免許」を「準中型自動車免許又は普通自動車第二種免許」に改め、同号イに次のように加える。

(3) 準中型自動車免許 普通自動車第二種免許

第三十三条の六第一項第一号ニ(1)中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、「中型自動車免許」の下に、「準中型自動車免許」を加え、同号ニ(2)中「中型自動車免許」の下に、「準中型自動車免許」を加え、同号ホ(1)を次のように改める。

(1) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許 準中型自動車

第三十三条の六第一項第二号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)中「又は中型自動車免許」を、「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

第三十四条の五第五号を同条第六号とし、同条第四号中「当該普通自動車免許」を「当該準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改め、同号イ中「により」の下に「準中型自動車免許又は」を加え、同号ロ中「普通自動車免許」を「準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改め、前記「及び」間に「」の下に「準中型自動車免許若しくは」を加え、同号ハ及びニ中「普通自動車免許」を「準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 準中型自動車仮運転免許を受けようとする者が次に掲げる者に該当するときは、イに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許を取り消された日から、ロから二までに掲げる者にあつては当該準中型自動車免許が失効した日から起算して六月の間は、法第九十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項について行う試験を免除する。

イ 法第四十条の二の二第一項、第二項又は第四項の規定により準中型自動車免許を取り消された者

ロ 準中型自動車免許に係る基準該当初心運転者で、再試験の通知を受ける前に準中型自動車免許が失効し、又は再試験の通知を受けた後法第百条の二第五項に規定する期間が通算して一月となる日までの間に準中型自動車免許が失効したため、再試験を受けなかつたもの

ハ 準中型自動車免許に係る再試験を受けた後準中型自動車免許が失効したため法第百条の二の二第一項の規定による免許の取消しを受けなかつた者

ニ 法第百条の二第五項の規定に違反して準中型自動車免許に係る再試験を受けなかつた者で、同項に規定する期間が通算して一月を超えた日以後に準中型自動車免許が失効したため法第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消しを受けなかつたもの

第三十四条の六第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 準中型自動車免許
第三十六条第一号中「第百条の二第一項」を「第七十一条の五第二項」に改める。
第三十七条の四第六号中「再試験が」の下に「準中型自動車免許又は」を加える。
第三十七条の六の二の次に次の二条を加える。
(認知機能が低下した場合に行われやすい違反行為)
第三十七条の六の三 法第百一条の七第一項の政令で定める行為は、自動車等の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。
一 法第七条(信号機の信号等に従う義務)の規定に違反する行為
二 法第八条(通行の禁止等)第一項の規定に違反する行為

三 法第十七条(通行区分)第一項から第四項まで又は第六項の規定に違反する行為
四 法第二十五条の二(横断等の禁止)の規定に違反する行為
五 法第二十六条の二(進路の変更の禁止)第二項又は第三項の規定に違反する行為
六 法第三十三条(踏切の通過)第一項又は第二項の規定に違反する行為
七 法第三十四条(左折又は右折)第一項、第二項、第四項又は第五項の規定に違反する行為
八 法第三十五条(指定通行区分)第一項の規定に違反する行為
九 法第三十五条の二(環状交差点における左折等)の規定に違反する行為
十 法第三十六条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為
十一 法第三十七条(交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為
十二 法第三十七条の二(環状交差点における他の車両等との関係等)の規定に違反する行為
十三 法第三十八条(横断歩道等における歩行者等の優先)の規定に違反する行為
十四 法第三十八条の二(横断歩道のない交差点における歩行者の優先)の規定に違反する行為
十五 法第四十二条(徐行すべき場所)の規定に違反する行為
十六 法第四十三条(指定場所における一時停止)の規定に違反する行為
十七 法第五十三条(合図)第一項又は第二項の規定に違反する行為
十八 法第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為

(臨時認知機能検査の受検期間等の特例)
第三十七条の六の四 法第百一条の七第三項及び第六項の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

一 海外旅行をしていること。
二 災害を受けていること。
三 病気にかかり、又は負傷していること。
四 法令の規定により身体の自由を拘束されていること。
五 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会がやむを得ないと認める事情があること。

第三十七条の七第一項を削り、同条第二項を同条とする。
第三十七条の八第三項中「次に掲げるとおり」を「第三十七条の六の四各号に掲げるもの」に改め、同項各号を削る。
第三十九条の二第一項中「受けるべき者」の下に「又は同項に規定する命令を受け診断書を提出することとされている者」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 次号イからハまでのいずれかに該当することを理由として法第百四条の二の三第三項の規定により免許の効力を停止された者が当該停止の期間内に重ねてそれぞれ当該イからハまでに該当した場合は、免許を取り消すものとする。

第三十九条の二第二項第二号中「法第百二条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けない」と認める」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ 法第百一条の七第二項の規定による通知を受け、同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けない」と認める場合
ロ 法第百一条の七第五項の規定による通知を受け、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認める場合

ハ 法第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、当該命令に違反したと認める場合又は同条第六項の規定による通知を受け、同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認める場合

検査を受けないと認める場合

検査を受けないと認める場合

2 改正法施行日において現に旧法第九十九条の二第四項又は第九十九条の三第四項の規定により交付されている旧法普通免許、旧法中型第二種免許又は旧法普通第二種免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証は、それぞれ新法第九十九条の二第四項又は第九十九条の三第四項の規定により交付された普通免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなす。

第四条 前条第一項の規定により中型免許及び準中型免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証とみなされる技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者を技能検定員又は教習指導員として選任している指定自動車教習所を管理する者は、これらの者に準中型免許に係る教習又は技能検定を行わせようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、都道府県公安委員会が指定する研修を受けさせなければならない。

2 新法第百条の規定は、前項に規定する指定自動車教習所を管理する者が同項の規定に違反して同項の研修を受けさせないで準中型免許に係る教習又は技能検定を行わせた場合について準用する。

第五条 改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者（改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正法附則第七条第一項の規定の適用については、同項中「受けている者」とあるのは、「受けている者及び附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者（いずれも）」とする。

第六条 次の各号のいずれかに該当する者（改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対するこの政令による改正後の道路交通法施行令（以下「新令」という。）第二十六条の四第一項、第三十六条第一号、第三十七条の二及び第四十三条第一項の規定の適用については、新令第二十六条の四第一項第二号中「ある準中型自動車免許」とあるのは、「ある道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法（以下「旧法」という。）の規定による普通自動車免許」と、「直前準中型免許」とあるのは、「直前旧法普通免許」と、同項第三号中「準中型自動車」とあるのは、「旧法普通免許」と、同項第三号中「新令第三十七号」とあるのは、「新令第三十七号の二」中の「当該免許」とあるのは、「旧法普通免許」と、同項第三十七号の二の「当該免許」とあるのは、「旧法普通免許」と、新令第四十三号第一項の表再試験手数料の項中「準中型自動車」とあるのは、「旧法普通免許」と、新令第四十三号第一項の表再試験手数料の項中「あるのは「千三百五十円」と、「千三百五十円」とあるのは「千三百五十円」と、「千三百五十円」とあるのは「千三百五十円」と、「千五百五十円」とあるのは「千五百五十円」と、同表講習手数料の項中「ついて六百円」とあるのは「ついて五百円」とする。

一 改正法附則第二条の規定により準中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けている者

2 次の各号のいずれかに該当する者に対する新令第三十二条の二第三項の規定の適用については、同項中「該当する準中型自動車」とあるのは、「該当する準中型自動車のうち、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法の規定による中型自動車に相当するもの」とする。

一 改正法施行日において旧法第八十四条第三項の大型自動車免許を受けている者（当該免許を現に受けている者に限る。）

二 改正法施行日前に旧法第八十四条第三項の大型自動車免許に係る運転免許試験に合格したことにより改正法施行日以後に新法第八十四条第三項の大型自動車免許を受けた者（当該免許を現に受けている者に限る。）

3 次の各号のいずれかに該当する者に対する新令第三十二条の三第二項の規定の適用については、同項中（緊急用務）とあるのは、「（道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）による改正前の第三十二条の三の審査に合格した者又は緊急用務）」と、「該当する準中型自動車」とあるのは、「該当する準中型自動車のうち、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法の規定による中型自動車に相当するもの」とする。

一 改正法附則第五条の規定により中型免許とみなされる旧法中型免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて中型免許を受けている者

4 第一項各号のいずれかに該当する者に対する新令第三十二条の三の二第一項及び第三十三条の六第一項第一号イの規定の適用については、新令第三十二条の三の二第一項中「前条第二項に規定する」とあるのは、「第十三条第一項に規定する自動車で当該緊急用務のため運転するもの（道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）による改正前の第三十二条の四の審査に合格した者が運転するものうち道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当するもの、緊急用務のための準中型自動車の運転に関し内閣府令で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。）に該当する」と、新令第三十三条の六第一項第一号イ（1）中「準中型自動車免許」とあるのは、「準中型自動車免許（道路交通法の一部を改正する法律附則第二条第二号に定める準中型自動車免許を除く。）（2）において同じ。」とする。

5 新法第九十七条の二第二項第三号に規定する特定失効者又は同項第五号に規定する特定取消処分者で、次の各号のいずれかに該当する者に対する新令第三十三条の六第一項第一号二（1）の規定の適用については、同号二（1）中「準中型自動車免許」とあるのは、「準中型自動車免許（当該受ける者とする免許が大型自動車免許又は中型自動車免許である場合にあつては、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に定める準中型自動車免許を除く。）とする。

一 改正法附則第二条の規定により準中型免許とみなされる旧法普通免許を受けていた者

二 改正法附則第五条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型免許を受けていた者

第七条 改正法施行日から起算して六月を経過する日までの間に、新法第九十九条第一項の規定により次の各号に掲げる免許に係る指定自動車教習所としての指定の申請が行われた自動車教習所については、それぞれ当該各号に定める免許を当該申請に係る免許とみなして、新令第三十五条第三項第二号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同号中「割合」とあるのは、「割合として内閣府令で定めるところにより算出した数値」とする。

一 中型免許 旧法中型免許

二 準中型免許 旧法中型免許

三 普通免許 旧法普通免許

四 中型第二種免許 旧法中型第二種免許

五 普通第二種免許 旧法普通第二種免許

第八条 改正法施行日前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

第九条 改正法附則第七条第二項の規定により読み替えて適用する新法第七十一条の五第一項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 現に受けている準中型免許に係る改正法附則第二条第二号に規定する限定が解除された日（以下「限定解除日」という。）前六月以内に当該免許に係る新法第七十一条の五第二項の上位免許（第三号において「上位免許」という。）を受けていたことがある者

二 現に受けている準中型免許に係る限定解除日前六月以内に準中型自動車に相当する種類の自動車の運転に関する本邦の域外にある国又は地域（以下この号において「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けていたことがある者で、当該外国等の行政庁又は権限のある機関の運転免許を受けていた期間のうち当該外国等に滞在していた期間が通算して一年以上のもの

三 現に受けている準中型免許に係る限定解除日以後に当該免許に係る上位免許を受けた者

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎